

越前市登録文化財保存整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市補助金等交付規則(平成17年越前市規則第50号)に定めるもののほか、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により登録有形文化財に登録された建造物であって越前市に存するもの(以下「登録文化財」という。)の保存及び整備を図るために行う越前市登録文化財保存整備事業補助金(以下「市補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市長は、福井県総合政策部ふるさと地域振興課所管補助金交付要綱(平成22年4月1日福井県総合政策部ふるさと地域振興課制定。以下「県要綱」という。)の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた登録文化財の所有者又は管理者に対し、別に定める基準に基づき予算の範囲内において市補助金を交付するものとする。

(補助率等)

第3条 市補助金は、登録文化財の外観及び構造体の改修工事に要する経費のうち、市長が補助対象と認めた経費(以下「補助対象経費」という。)について交付する。

2 市補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。

3 市補助金の額は、補助事業1件につき300万円以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(市内業者への発注)

第4条 補助対象者は、補助対象事業を実施するに当たり、原則として市内業者に発注するものとする。

(補助金交付手続)

第5条 市補助金の申請、交付等の手続については、越前市補助金等交付規則の規定による。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 5 月 1 1 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。